

ID: 73

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	入所の許可及び変更許可
例規名 根拠条項	柴田町放課後児童クラブ条例 第4条第1項
例規番号	平成18年条例第42号

【基準】

第3条、第4条、柴田町放課後児童クラブ規則第7条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。

(対象児童)

第3条 児童クラブの対象児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内の小学校に在学する児童で、その保護者が労働等のため、昼間家庭において保護を受けることができないもの
- (2) その他児童の健全育成のため、指導を要すると町長が認めた者
(入所の許可等)

第4条 児童クラブに入所しようとする児童の保護者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童クラブの入所(以下「入所」という。)を許可しないことができる。

- (1) 児童が疾病その他の事由により集団生活に適さないとき。
- (2) その他児童クラブの管理運営に支障があるとき。

(入所制限に係る事項)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するとき、児童クラブの入所を許可しないことができる。

- (1) 児童が柴田町立学校の管理に関する規則第10条第1項及び第10条の2第1項の規定による小学校の出席停止処分を受けているとき。
- (2) その他当該児童を入所させることにより児童クラブの集団生活又は管理運営に支障が生じると認められるとき。

2 町長は、児童クラブの入所の許可を受けた児童(以下「入所児童」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、当該入所児童の児童クラブの入所を停止し、又は児童クラブの入所の許可を取り消すことができる。

- (1) 条例第3条に規定する要件に該当しなくなると認められるとき。
- (2) 特別の理由がなく、長期にわたり児童クラブを利用しないとき。
- (3) 特別の理由がなく、条例第6条に規定する保育料を入所児童の保護者(以下「保護者」という。)が滞納したとき。
- (4) 前項第1号又は第2号に該当することとなったとき。

(公の施設における措置)

第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の

管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日